

第61回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和2年12月7日（月）午前9時半から午前10時50分
- 2 開催場所 久賀公民館 2階 大会議室

3 出席農業委員 (10人)

1番	川地	守
5番	沖村	和哉
7番	中原	賢
8番	大谷	正樹
9番	宮本	平
10番	田中	豊文
11番	角井	雅之
12番	袴田	光夫
13番	安本	貞敏
14番	廣岡	隆義（会長）

4 欠席農業委員 (4人)

2番	宮城	恵子
3番	瀬川	一郎
4番	小柳	貴史
6番	星出	栄一

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (4人)

7番	河村	常和
8番	河杉	龍二
11番	井上	進
15番	船井	輝雄

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会 1 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

報告事項 1 農地法 18条第6項の規定による通知（貸借の合意解約）について

報告事項 2 公共事業の施工に伴う農地転用通知について

報告事項 3 農地現況証明願による現況証明について

報告事項 4 農地転用の届出について

その他 諸連絡等

8 農業委員会事務局職員

事務局長 濑川 洋介

書記 末長 寿規

9 周防大島町農林課職員

主査 市川 貴志

局長	おはようございます。皆さん集まりましたので、只今より第 61 回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。それでは最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。
議長	おはようございます。皆様、お忙しい所お集まりいただき、ありがとうございます。本日の附議事項は、議案 6 件、審査会 1 件、報告事項 4 件、その他諸連絡となります。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者について報告いたします。在任する委員総数は 14 名、本日の出席委員、10 名、欠席委員 4 名です。本日出席要請をした農地利用最適化推進員は 4 名、全員出席です。よって、過半数の出席ですので周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立いたしております。次に議事録署名人の指名をいたします。田中委員と角井委員によろしくお願いをいたします。それでは、議事に入る前に事務局から議事進行についてお願いがあります。
事務局	事務局よりお願いがございます。総会の議事録を作成するため、ボイスレコーダーを使用しております。現在、コロナ対策のため、ソーシャルディスタンスが確保できる会場で総会を開催しておりますが、ひとり一人の距離が離れているため録音が難しい状況です。総会にて発言される際は、マイクの使用にご協力をお願いいたします。
議長	それでは日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、小松開作（氏名）、譲渡人、兵庫県川西市（氏名）、申請地、大字小松開作、字渡シ守、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 236 m ² 、外 3 筆、計 2,151 m ² 、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。経営面積は現在 0 m ² ですが、取得後 2,151 m ² となります。その他参考といたしまして、前回の総会で住宅に付属する農地の指定を受けております。担当委員は袴田委員と河村委員です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明いたします。議案説明資料は、1~5 ページをご覧ください。本事案については、兵庫県に居住し、小松開作にある家屋と農地の維持管理が難しく、誰かに譲り渡したいと考えていた譲渡人の要望に、住宅に付属する農地の指定を受けた農地を取得して露地野菜や果樹を栽培することを計画している譲受人が答えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件につい

ては、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に、第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に、第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に、第4号の農作業常時従事要件ですが、引き続き小松開作●●●●に住まわれ、夫婦の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、住宅に付属する農地として指定した面積のため、本町の下限面積30a未満ですが問題ないと考えます。次に、第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に、第7号の地域調和要件ですが、現状は雑木が生えている荒廃した農地であり、整地が必要となりますが、必要に応じて近隣の農家さんに相談し、指導を受ける計画から、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。次に住宅に付属する農地の別段面積取扱基準第5条に係る提出書類ですが、1号の農地に付属する農地指定申請書、2号の権利取得農地を3年間以上継続して耕作する旨の誓約書、3号の申請地の登記全部事項証明書、4号の住宅の登記全部事項証明書、5号の住宅の権利取得が確認できる売買契約書の写し、第6号その他の資料として住民票がそれぞれ提出されており、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして地区担当の袴田委員、並びに河村委員、その後の補足説明等がありましたらお願ひします。

12番

袴田です。河村委員さんと現地を確認し、譲受人のお話も伺ってまいりました。地図を見てもらうとわかるのですが、申請地の少し上に●●という家がありますが、ここが自宅です。その周りに畠があります。農業がとても好きということで、前向きに開墾して耕作地にしていきたいという事でした。以上です。

推委7番

河村です。これは先月、住宅に付属する農地の指定を受けたのですが、休耕状態なのに大丈夫なのか、というお話になっていた場所です。一部雑木林のような状態の農地もあり、イノシシの巣になりかけているのでここを柵なども設置してきれいにする、という計画のようです。ただ、かなり荒れている場所もありますので、一部しか耕作しないような場合、次回の利用状況調査などはどういう報告をすればいいのか、個人的に気になってはいるのですが・・・。きちんと管理する予定という事でしたので問題はないと考えています。以上です。

議長	ありがとうございました。只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。角井委員。
11番	角井です。露地野菜なので水は問題ないという記載があるのですが、野菜を作るのに水がいらないというのはあり得ないと思うので水の確保をどうするのかお話ををしてほしいです。あとは、住宅に付属する農地の面積を制限しないのであれば、就農される方に荒廃地を管理させるというのは厳しいと思うので、農地の状態に対して制限を設けるべきなのではないでしょうか。
議長	今の質問は、用水の確保についてと、もう一つの住宅に付属する農地のお話に関しては、これからのお話題、ということでよろしいですか。
事務局	用水の事ですが、近くに水路はありますので、そこから水を取れると思います。他の農地は家からホースが届きますので、水の確保は問題ないと思います。
局長	前回も少しお話したと思うのですが、住宅に付属する農地に関しては、今回だけでなく、これからも色々な申請が出て来ると思うんですね。事務局で色々考えて、皆様の意見も聞いて、じっくり決めていければと思っています。よろしくお願いします。
議長	他にございませんか。
8番	ユンボの購入を検討とあるのですが、現実的に考えて、2反の農地でユンボを購入というのは、少し疑問に思ったのですが。
事務局	本人にお話を伺った所、隣の家の人にユンボが貸していただけそうではあるのですが、自分でも購入するべきなのかもしれないと考えておられるようだったのでそのような記載になりました。借りるあてはあるようです。
議長	他にございませんか。
(質問、意見なし)	
ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。	

本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。

続いて、日程 2、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、No.1、申請人、福岡県遠賀郡（氏名）、申請地、大字戸田、字浜、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 47 m²、事業計画は貸駐車場 3 台です。備考といたしまして、無断転用案件でございます。担当委員は瀬川委員ですが瀬川委員から欠席の連絡がありましたので袴田委員と井上委員です。続いて許可基準について説明いたします。資料は、6~10 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場沖浦出張所から西北西に 263m の位置にあり、過去に公共投資の対象となったこともない事から第 3 種農地に該当します。次に、一般基準について説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請人は福岡県遠賀郡に在住する個人で、平成 25 年 2 月ごろより無料の貸駐車場として活用していた無断転用案件です。なお、申請者より農地法違反に対する反省と、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。また、当該土地の他に代替する土地はなく、今後も駐車場利用者が効率的な生活をするために必要な転用であると考えられます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えられます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく転用目的に供することの確実性についてですが、無断転用済のため確実に行われています。次に行政手の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当ありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び計画平面図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は、満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして地区担当の袴田委員、並びに井上委員から、その後の補足説

	明等がありましたら、お願いします。
12番	袴田です。井上委員と現地を見てまいりました。この場所は家に囲まれております、車を停める場所がありませんでしたので、農業委員会の届出はしていませんでしたが所有者に断りを言って近所の人が車を停めていました。届出を忘れていたという事で始末書も出ておりますのでよろしくお願いします。
推委11番	井上です。このあたりは、車を停められる場所が他にありませんので、やむを得ないかな、と私は思います。以上です。
議長	只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。
	(質問、意見なし)
	ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。 続いて日程3、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を事務局よりお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1、申請人、借受人、広島市中区（事業者名）、貸付人、小松開作（氏名）、申請地、大字土居、字平田、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積1,506m ² 、権利の種類は賃借権の設定、契約の内容は賃貸借です。事業計画は太陽光発電施設の設置、その他参考といたしまして第2種農地、担当委員は角井委員と船井委員です。続いて許可基準について説明いたします。資料は、11～16ページをご覧ください。まず、立地基準について説明します。農地の区分は、役場日良居出張所から南東に592mの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的と適合性についてですが、借受人は広島市に本店を置く法人で、日当たりの良い申請地を借り受け、太陽光発電事業を行い、売電収入により会社経営の安定を図ろうとする借受人の要望に、高齢となり、後継者の確保も不確実であった貸付人が応じようとするもので

あります。また、当該土地の他に代替する土地はなく、安定した生活を送るために必要な転用であると考えられます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えられます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政手続の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、事業実施面積が1,000m²を超えるため、周防大島町環境保全基本条例の締結を令和2年4月14日に行っております。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がございません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び計画平面図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は、満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして地区担当の角井委員、並びに船井委員、その後の補足説明等がありましたら、お願ひします。

11番 これはNo.2、No.3も同じ申請ですのでまとめて説明していただけませんか。

事務局 No.2、No.3をまとめて説明させていただきます。No.2、申請人、借受人、広島市南区（氏名）、貸付人、大阪府東大阪市（氏名）、申請地、大字土居、字平田、地番●●●●、地目畠、現況樹園地、面積1,237m²、権利の種類は賃借権の設定、契約の内容は賃貸借です。事業計画は太陽光発電施設の設置、その他参考といたしまして第2種農地、計画全体面積は1,237m²、担当委員は同じく角井委員と 船井委員です。続いて許可基準について説明をいたします。資料は、17～22ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場日良居出張所から南東に522mの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的と適合性についてですが、転用の目的との適合性についてですが、借受人は広島市に在住する会社役員で、日当たりの良い申請地を借り受け、太陽光発電事業を行い、売電収入により生計の安定を図ろうとする借受人の要望に、高齢とな

り、遠方に居住し後継者の確保も不確実であった貸付人が応じようとするものであります。また、当該土地の他に代替する土地はなく、安定した生活を送るために必要な転用であると考えられます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、通帳の写しと勤務先の会社より融資証明書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えられます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後 1 年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、事業実施面積が 1,000 m²を超えるため、周防大島町環境保全基本条例の締結を令和 2 年 4 月 14 日に行っております。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がございません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び計画平面図から、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は、満たしていると考えます。説明は以上です。

引き続きまして、No.3、申請人、借受人、広島市西区（事業者名）、貸付人、千葉県印旛郡（氏名）、申請地、大字土居、字平田、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積 1,432 m²、権利の種類は貸借権の設定、契約の内容は賃貸借です。事業計画は太陽光発電施設の設置、その他参考といたしまして第 2 種農地、計画全体面積は 1,432 m²、担当委員は角井委員と船井委員です。続いて許可基準についてご説明をいたします。資料は、23~28 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場日良居出張所から南東に 579m の位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種その他の農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的と適合性についてですが、借受人は広島市に本店を置く法人で、日当たりの良い申請地を借り受け、太陽光発電事業を行い、売電収入により会社経営の安定を図ろうとする借受人の要望に、高齢となり、遠方に居住し後継者の確保も不確実であった貸付人が応じようするものであります。また、当該土地の他に代替する土地はなく、安定した生活を送るために必要な転用であると考えられます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えられます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当があ

りません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後許可後 1 年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、事業実施面積が 1,000 m²を超えるため、周防大島町環境保全条例の締結を令和 2 年 4 月 14 日に行っております。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がございません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び計画平面図から、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は、満たしていると考えます。説明は以上です。

- 議長 引き続きまして地区担当の角井委員、並びに船井委員、その後の補足説明等がありましたら、お願ひします。
- 11 番 角井です。これは以前、農業振興地域の除外の時も説明したのですが、実質的には（No.1 の借受人）がされるようです。半年に 1 回の草刈りと、その他の見回りで、2~3 ヶ月に 1 回は様子を見に来るというお話をしました。20 年間の契約ですが、契約期間が終わった後は園主と改めてお話を返すのか、どうするのか決めるという事です。基盤整備の場所に近いですが宅地に挟まれていますし、問題はないかと思いますが、こういう場所は申請の段階でもっと慎重に受付をしてほしいです。以上です。
- 推委 15 番 ●●さんの土地なんかはかなり荒れて木が生えており、きれいになつて、それは良い事だと私は思っています。以上です。
- 議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。川地委員。
- 1 番 ●●●●は池があると思うのですが、池はどうなるのでしょうか。
- 11 番 あれは池ではなくて、水がわいてきて溜まるんです。水は流れるようにするんだと思います。
- 1 番 水道が変わってしまうと、下に畑があるのですが、その畑に影響はないでしょうか。

事務局	業者とも話したのですが、下に営農中の畑がありますので、その畑の営農に配慮して施工するという約束をしていただいています。
議長	他にございませんか。
	(質問、意見なし)
	ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。 No.1 を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	挙手全員であります。No.1 につきまして許可することに決定をいたします。 それではNo.2 を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	挙手全員であります。よってNo.2 は許可することに決定をいたします。続きまして、No.3 を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	挙手全員であります。よってNo.3 は許可することに決定をいたします。 続いてNo.4 について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.4、申請人、借受人、広島市中区(氏名)、貸付人、西三蒲(氏名)、外2名、申請地、大字西三蒲、字志度石、地番●●●●、地目田、現況田、面積2,317m ² 、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。事業計画は太陽光発電施設の設置、その他参考といたしまして第2種農地、計画全体面積2,317m ² 、担当委員は川地委員と河杉委員です。続いて許可基準についてご説明をいたします。資料は、29~35ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場大島総合支所から南東に約3.2kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目

的と適合性についてですが、譲受人は広島市に本店を置く法人で、日当たりの良い申請地を借り受け、太陽光発電事業を行い、売電収入により会社経営の安定を図ろうとする借受人の要望に、高齢となり、後継者の確保も不確実であった貸付人らが応じようとするものであります。また、当該土地の他に代替する土地はなく、安定した生活を送るために必要な転用であると考えられます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えられます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後許可後1年以内に完了の計画予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、事業実施面積が1,000m²を超えるため、周防大島町環境保全条例の締結を令和2年4月14日に行っております。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がございません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び計画平面図、排水計画図から、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして地区担当の川地委員、並びに河杉委員、その後の補足説明等がありましたら、お願いします。

1番 該当農地に関しては、所有者が農地銀行に登録しておりましたが、借り手が付きませんでした。セイタカアワダチソウが生えていくのをそのまま放置するのか、この度の計画のように活用するのが良いか、それは皆様に判断していただきたいと思います。以上です。

議長 河杉委員、よろしいですか。

推委8番 はい。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。ここまで推進委員さんにお出席いただく義務があるのですが、ここからは、ご多忙の方は退席いただいても結構でございます。同席されても結構です。続いて日程4、審査会に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 事前に送付しております農用地利用集積計画（案）につきまして、周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第です。令和2年12月25日告示予定で、新規59件、109,011m²、更新37件、73,738m²、合計96件、182,749m²の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 それでは只今の事務局の説明に、ご質問はございませんか。角井委員。
- 11番 橋地区の●●さん、みかんの園地の管理が少し等閑になっているので、新たに借りて大丈夫なのか気になります。適正管理が大前提なので。
- 事務局 現時点では事務局から何か、指導をするということは出来ないのですが、周辺の農家さんなどから相談を受けるような事があれば、適正管理の指導をしていきたいと思います。
- 議長 川地委員。
- 1番 川地です。久賀のNo.2の●●さん、自然農法をされていて、私も直接見たわけではありませんが、ジャンボタニシを三蒲に持つて行った、というようなお話を伺いました。もしこれで、被害が出てしまったらどうするのか、聞きたいです。
- 局長 ジャンボタニシのお話ですが、役場、県などの農業連絡会議でも、よく話題に出ています。一般の方がSNSで投稿した写真に、本人は気づいていなかつ

たようですが、ジャンボタニシのようなものが写りこんでいた、ジャンボタニシではないか、という事で、地元の方が懸念されているようです。ただ、現在は越冬の時期に入っているので、その時期が終わってから調査をする、または見た人は知らせてくれないと広報などでお知らせをするという措置を取っていこうという事になっております。

議長 私からもあるのですが、ジャンボタニシに関しては土を掘り返すことによって、個体数を減らすことが出来ますし、石灰を使うなど、対策があります。夏にできる対策もありますが、越冬の時期の対策もありますので、連絡会議などでもご検討いただきたいと思います。

1番 タニシの対策について、なにか指導はされていますか。

事務局 この農地は、中山間直接支払制度の活用するために利用権を設定した農地です。●●さんは環境に配慮した営農をしたいということで、計画を立てておられますが、周辺の、慣行的に管理をされている方に迷惑をかけてもいけませんので、この方が活用する予定の中山間直接支払制度は県と国と町の事業ですので、町からも指導をしていきたいと考えています。先程の冬越しのお話のような、対策に関する情報提供もしていただけますと大変助かりますので、何か他にもありましたらよろしくお願ひします。以上です。

議長 柳井農林の管内では、ジャンボタニシを使った営農をされている大規模な農家もありますので、対策についても知識をもっているはずです。他にございませんか。

(質問、意見なし)

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件に異議のない方は举手をお願いいたします。

(全員举手)

举手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて、日程5、報告事項1について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局	報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知、貸借の合意解約について、お手元の資料 36 ページをご覧ください。西三浦と久賀から合意解約が出ております。	
議長	ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。角井委員。	
11 番	角井です。これは管理が悪くて、とかではないですか。	
事務局	管理が悪いため、というのは無いです。久賀の合意解約は、新規就農者が借りるためという理由です。	
議長	他にございませんか。	
11 番	理由は、合意による解約、だけではなくてどうして解約するのか書いていただきたいです。管理が悪い場合、新たに利用権を設定するはどうなのか、というお話にもなってまいりますので。	
議長	今のお話は、事務局にお願いをいたします。他にございませんか。	
(質問等なし)		
特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程 6、報告事項 2 について、事務局より報告をお願いいたします。		
事務局	報告事項 2、公共事業の施工に伴う農地転用通知についてご報告いたします。資料は 37~41 ページをご覧ください。No.1、申請人、借受人、柳井市（事業者名）、貸付人、広島県呉市（氏名）、兵庫県宝塚市（氏名）、申請地、外入、字津ヶ田、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積 535 m ² 、外 4 筆、合計面積は 7,277 m ² 、権利の種類は賃借権の設定、契約の内容は賃貸借です。事業計画は外入川の災害復旧工事に係る工事用仮設道路、借上期間は令和 2 年 12 月 21 日～令和 3 年 5 月 31 日となっております。続いて No.2、申請人、借受人、柳井市（事業者名）、貸付人、周防大島町西方（氏名）、申請地、地家室、字法師ヶ迫南、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積 318 m ² 、外 2 筆、合計面積は 1,346 m ² 、権利の種類は賃借権の設定、契約の内容は賃貸借です。事業計画は地家室川の災害復旧工事に係る工事用仮設道路、借上期間は令和 2 年 12 月 21 日～令和 3 年 5 月 31 日となっております。報告は以上です。	

- 議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。
- (質問、意見なし)
- 特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程 7、報告事項 3 について、事務局より報告をお願いいたします。
- 事務局 報告事項 3、農地現況証明願による現況証明について、資料は 42~44 ページをご覧ください。No.1、願出入人、山口市（氏名）、願出地、久賀、字西田、地番●●●●、登記地目畠、面積 178 m²、現況確認日、令和 2 年 11 月 13 日、地目は非農地です。確認者、宮城委員、小柳委員、中原委員、事務局 3 名です。昭和 48 年頃から一部倉庫として、平成 10 年より前から庭園として利用されているため農地性は失われています。報告は以上です。
- 議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。
- (質問、意見なし)
- 特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程 8、報告事項 4 について、事務局より報告をお願いいたします。
- 事務局 報告事項 1、農地転用の届出について、資料は 44~48 ページをご覧ください。No.1 届出入人、東京都世田谷区（事業者名）、届出地、西方、字船越脇、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 624 m² のうち 2.25 m²、権利の種類は賃借権の設定、契約の内容は賃貸借です。事業計画といたしまして携帯電話無線基地局の設置です。備考といたしまして、第 2 種農地です。認定電気通信事業となります。農業委員会届出日、令和 2 年 10 月 5 日です。報告は以上です。
- 議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。
- (質問、意見なし)
- 特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて諸連絡について事務局よりお願ひします。

事務局

(諸連絡)

- ・次回開催令和 3 年 1 月 15 日(金)午前 9 時半から久賀公民館 2 階大会議室
議案は 1 月 7 日までに発送予定

以上をもちまして第 61 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。
長時間お疲れ様でした。

上記は、令和2年12月7日開催の第61回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和3年1月14日

周防大島町農業委員会会長 廣岡 隆義 

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 田中 豊文 

周防大島町農業委員 角井 雅之 